

地域防犯活動のための市営住宅等活用実施方針

1 目的

この方針は、地域防犯活動のための市営住宅等活用実施要綱（以下「要綱」という。）において、その他市長が定める事項及び事業の推進にあたり必要な事項を定める。

2 活動内容

要綱第4条に規定する活用範囲は、本事業の趣旨に沿ったものとし、次の各号の事例による。

(1) 地域防犯活動の推進を主目的として、次のいずれかに該当する活動を行う場合

- ・ 子どもの見守り
- ・ 地域の防犯パトロール
- ・ 青少年非行防止活動
- ・ ひったくり撲滅や自動車窃盗等路上犯罪防止活動 等

(2) 自主防犯又は安全意識の普及・啓発を目的として、次のいずれかに該当する活動を行う場合

- ・ 自主防犯の啓発に関するパンフレット、ポスター等の作成及び配布
- ・ 自主防犯又は安全意識向上のためのセミナーの開催 等

3 活用住戸の選定等

本事業に活用する住戸及び駐車場は、次の各号に定める基準により選定することとする。なお、本市が選定した住戸及び駐車場については、担当区の区役所及び団体と協議のうえ、当該事業に活用するか否か決定する。

(1) 活用住戸

- ・ 要綱第3条に規定する区の団体が提出した使用許可申請書に記載された活動予定地域内及び近隣の市営住宅のうち、公営住宅又は改良住宅（以下「公営住宅等」という。）の空き住戸（特別設計を除く。）について、公営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しく支障をきたさない範囲内で、当該区内の活用住戸を選定する。
- ・ 選定にあたっては、定期募集等において極端に応募倍率の高い住宅は対象住宅から除くとともに、市営住宅入居者募集の状況等を勘案する。
- ・ 建替え事業等により既に貸付を停止している住宅についても、当該住棟の他の住戸に入居者があり、概ね3年以上使用可能であれば活用対象とする。

(2) 活用駐車場

- ・ 要綱第3条に規定する区の団体が提出した使用許可申請書に記載された活動予定地域内及び近隣の市営住宅附帯駐車場のうち、公営住宅の空き駐車場について、駐車場管理に著しく支障をきたさない範囲内で、当該区内の活用駐車場を選定する。
- ・ 選定にあたっては、駐車場の待機者の状況等を勘案し、選定することとする。
- ・ 駐車場は1団体につき1区画の提供とする。ただし、団体として駐車する車が複数台ある場合は、その全てにおいて自動車検査書を提出する。

4 活動の開始

要綱第10条に規定する活動の開始については、使用者は当該使用許可を受けた日から60日以内に要綱第4条に定める活動を開始しなければならない。

5 地域防犯活動拠点住戸の表示

要綱第10条に規定する別に定める基準は、使用許可を受けた住戸の占用部分の外側（使用許可を受けた住戸のベランダや玄関扉の外側等）について、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 看板の掲示場所は、玄関扉の外側とする。ただし、必要がある場合には当該箇所のほか2箇所まで設置可能とする。
- (2) 看板の大きさは、100cm×100cm 以下とすること（人の通行がある部分に看板を張り出して設置する際には、看板の最下部から通行部分の床面まで 200cm 以上の空間を確保すること）。
- (3) 看板の掲示にあたっては、防災及び通行人への安全に配慮するとともに、住宅を損傷しないようにすること。また、華美な電飾により景観を損なうもの、音を発し近隣に迷惑を及ぼすもの等は掲示してはならない。
- (4) 活動拠点住戸であることを示すため又は活動内容の周知等のため掲示する必要がある場合には、ポスターを掲示することができる。ただし設置基準は、看板の掲示基準に準ずるものとする。

6 使用期間及び継続について

使用期間は1年以内とする。要綱第11条第2項に規定する使用期間満了後継続して使用許可を受けたい場合は、毎年2月中に使用許可申請を行わなければならない。また、市長が必要と認める書類として過去1年間の活動報告を提出しなければならない。

7 申請内容の報告等

要綱第18条第2項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 団体代表者又は役員の変更があった場合、及びそれに伴い各種申請書類の変更があった場合
- (2) 団体の所在地又は連絡先に変更があった場合
- (3) 要綱第4条に規定する活用範囲の範囲内で、新たに活動を付加する場合

8 申請書様式等

要綱に定める申請書その他関係書類の様式は、次のとおりとする。

市 嘗 住 宅 使 用 許 可 申 請 書

樣式 1

令和 年 月 日

大阪市長

申請者
団体名
代表者
住所
氏名

(電話)

次のとおり、貴市の市営住宅を使用したいので、許可くださるよう申請します。

記

1 活動予定地域

地図を添付のこと

2 使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

活動・事業名称
等

活動内容を簡潔に記述

5 緊急通報先の氏名、住所、電話番号

夜間、休日等も
含めた連絡先

様式2のとおり

6 添付資料

- ①団体の設立趣意書及び定款等 ②団体の役員名簿（別紙のとおり）
③年間活動計画書
④（駐車場使用の場合）自動車検査証 ⑤その他市長が必要と認める資料

団体役員名簿

(ふりがな) 氏 名	性別	住 所	生年月日

大阪市営住宅等使用許可書

様式 3

大阪市指令都整管第 号
令和 年 月 日

使用者

団体名

代表者

住所 ○○市○○

氏名 ○○ ○○様

大阪市長 ○○ ○○
(担当: 都市整備局住宅部)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった大阪市営住宅及び市営住宅附帯駐車場(以下「市営住宅等」という)を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

また、この許可については、上記の審査請求のほか、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

記

(使用許可市営住宅及び駐車場)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所在地 大阪市○○区○○

住宅名 大阪市営○○住宅

使用部分 ○号棟○○号室

駐車場

(使用する目的)

第2条 使用目的は、「地域防犯活動のための市営住宅等活用実施要綱」に基づく地域防犯活動の拠点として使用するものとする。

(使用期間)

第3条 使用期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。なお、使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前1ヶ月前までに市長に申請しな

ければならない。

(使用料)

第4条 使用料は免除する。

(保証金)

第5条 保証金は免除する。

(使用許可の条件)

第6条 使用許可の条件は以下のとおりとする。

- (1) 市営住宅等の使用者は、少なくとも週1回使用許可申請書に記載の活動を行うこと。
- (2) 市営住宅等の使用者は、使用物件について、模様替又は工作物を設置しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。
- (3) 市営住宅の使用者は、活動拠点を示すための看板又はポスターの掲示について、別に定める基準により行うこと。
- (4) 市営住宅等の使用を終了しようとするときは、使用を終了しようとする日の1ヶ月前までに市長に届け出て、市の検査を受け、使用終了日までに退去すること。
- (5) 使用許可期間中であっても、市営住宅建替え事業等本市の事業に伴い明渡しを請求されたときは、当該市営住宅等を速やかに明渡すこと。また、その際には市営住宅等明渡し後の移転先の確保、及び明渡しに関する補償はしないものとする。
- (6) 市営住宅等の使用者は、定められた目的以外の用に使用すること及び使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供することをしてはならない。なお、駐車場においては、承認を受けた自動車以外の自動車を駐車してはならない。
- (7) 市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼしてはならない。
- (8) 宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること、もしくはこれらに類する活動。チラシの配布やポスター等の掲示を含む。）や 政治上の主義の推進・支持・反対を目的とした活動（政治によって実現しようとする基本的な原理・原則の推進・支持・反対を目的とすること、もしくはこれらに類する活動。チラシの配布やポスター等の掲示を含む。）を行ってはならない。
- (9) 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的とした活動（チラシの配布やポスター等の掲示を含む）をしてはならない。
- (10) 前各号及びその他の条項並びに「地域防犯活動のための市営住宅等活用実施要綱」に定める事項を厳守しなければならない。

(経費の負担)

第7条 市営住宅の使用者は大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号、以下「条例」という。）第30条に定める費用（共同施設の使用に要する費用及びその他住宅の使用に要する費用）を負担しなければならない。

(許可の取り消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき
- (2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき
- (3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき
- (4) 使用者又はその団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2項に定める暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であ

るとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき

(5) 使用者又はその団体の役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員を使用したと認められるとき

(6) 使用者又はその団体の役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

(7) 使用者又はその団体の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき

(8) 使用者又はその団体の役員等が、大阪市暴力団等排除措置要綱第4条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度の勧告措置を受けたとき

2 前項の規定により使用許可を取消された場合は、速やかに市営住宅等を明渡さなければならない。

3 市長が市営住宅について使用許可を取り消した時は、取消日の翌日から当該市営住宅の明渡しをする日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金額を支払わなければならない。

4 市長が駐車場について使用許可を取り消した時は、取消日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、毎月、駐車場使用料の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金額を支払わなければならない。

5 前2項の場合において、使用者は当該使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第9条 市長が使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了し引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

2 使用者が前項に規定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りではない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。

(実地調査等)

第11条 市長は、使用物件について隨時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(申請内容の変更)

第12条 本使用許可において、申請の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、承認を得なければならない。

(疑義の決定)

第13条 本使用許可の各条項に関し疑義のあるとき、その他使用について疑義が生じたときは、全て市長の決定するところによる。

様式 4

大阪市指令都整管第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市営住宅使用不許可決定通知書

令和 年 月 日付で使用許可申請がありました市営住宅及び駐車場について、次のとおり使用不許可と決定したので通知します。

1. 団体の名称

2. 不許可の理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできる。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となる。）。

ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に当該訴えを提起することができる。

年間活動計画書

団体の名称	
活動の目的	
活動期間 活動頻度 活動日時	<p>活動期間：令和 年 月～令和 年 月</p> <p>活動頻度：週 回 (曜日：)</p> <p>活動時間帯： 時 分頃～ 時 分頃 時 分頃～ 時 分頃</p>
活動場所又は地域	
活動の内容	<p>活動人数 人</p> <p>活動内容（該当するものに○をしてください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のパトロール ・ 登下校時の子どもの見守り ・ 防犯啓発 ・ 犯罪発生時の注意喚起 ・ 青少年非行防止活動 ・ その他 ()

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請団体名
代表者氏名
住 所
電話番号

活動報告書

地域防犯活動のための市営住宅等活用実施要綱第11条第2項及び第21条第3項の規定により、活動内容について次のとおり報告します。

活動期間	活動期間：令和 年 月～令和 年 月
活動頻度	活動頻度：週 回
活動日時	(曜日：) 活動時間帯： 時 分頃～ 時 分頃 時 分頃～ 時 分頃
活動場所又は地域	
活動の内容	活動人数 1回あたり 人 総計 人 活動内容(該当するものに○をしてください) <ul style="list-style-type: none"> ・地域のパトロール ・登下校時の子どもの見守り ・防犯啓発 ・犯罪発生時の注意喚起 ・青少年非行防止活動 ・その他 ()
活動結果(効果)	

市 営 住 宅 使 用 終 了 届

令和 年 月 日

大 阪 市 長

申請者

団体名

代表者

住所

氏名

(電話)

大阪市指令都整管第〇号により使用許可を受けておりました市営住宅・市営住宅附帯駐車場の使用を終了しますので、届出します。なお、使用許可条件のとおり、使用住宅を原状に復旧することといたします。

記

1 使用住宅 大阪市営〇〇住宅〇号館〇号室

使用駐車場 大阪市営〇〇住宅〇号館 N.O. 〇〇駐車場

2 所在地 大阪市〇〇区〇〇町〇〇

3 使用終了予定日 令和 年 月 日

誓 約 書

大 阪 市 長

市営住宅・市営住宅附帯駐車場を返還するにあたり、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 返還する市営住宅内には、当団体が設置した家具や家電等一切の動産を残さずに全て撤去します。
- 2 市営住宅工作物設置等承認を受けて設置した工作物等（手すり、段差解消等）については、全て撤去し原状回復を行います。（ただし、市長から原状回復を免除されたものは除きます。）
- 3 上記項目で残置物がある場合並びに工作物や改造部分の撤去及び原状回復がなされていない場合は、撤去及び原状回復の費用負担をするとともに、その所有権を放棄します。

令和 年 月 日

団体名

代表者

住所

(電話)